

福祉

追加受付を行います

指定難病患者見舞金

障がい福祉課・☎202169

原因不明や治療方法が確立していない指定難病患者で、今年度の見舞金を受け取っていない方の追加受付を行います。

金額 1人あたり年1回2万円

口座振込予定日 3月31日(金)

対象 4年11月1日現在で市内に住所があり、同日が有効期限内に含まれている①特定医療費(指定難病)受給者証または一般特定疾患医療受給者証②小児慢性特定疾患医療費受給者証のいずれかをお持ちの方

申込 3月1日(水)から10日(金)までに①または②と患者本人名義の普通預金通帳を持って同課(本庁舎1階・窓口23番)

※対象疾病および①②の申請については安足健康福祉センター(☎458655)。



福祉タクシー券の交付

障がい福祉課・☎202169

内容 在宅の障がい者が通院などで利用できるタクシー券(1枚500円分、月5枚で上限60枚)

対象 市内に住所があり、次のいずれかの手帳をお持ちの方で、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方

▽1〜3級の身体障害者手帳

▽療育手帳

▽4月1日以降も有効の精神障害者保健福祉手帳

※福祉施設入所の方、入院中の方は対象となりません。持ち物 該当する手帳

申込期間・場所

▽3月27日(月)〜31日(金) 市役所

市民ホール(本庁舎1階)

▽3月27日(月)〜各公民館(織姫・助戸を除く)

▽4月3日(月)〜障がい福祉課

(本庁舎1階・窓口23番)

※土・日曜日、祝日は除く。

※1年分の交付を希望する方は4月28日(金)までに手続きをしてくださいます。5月以降は5枚×残

月数で交付します。



安全・安心で住みよいまちづくりのために

道路後退にご協力ください!

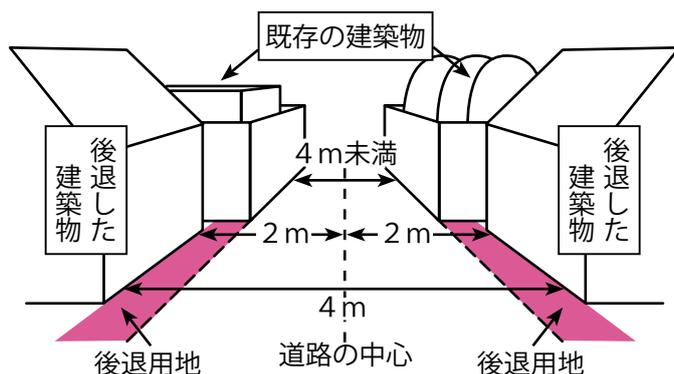


建築指導課・☎202170

私たちの身近にある道路は、住みよい住環境を確保し、災害時の安全性を高める上で重要な役割を担っています。

●あなたの周りの道はどうですか？

- ▷災害時の避難に支障はありませんか？
- ▷緊急車両が入ってこられますか？
- ▷敷地は幅4m以上の道路に接していますか？



●お互いに協力して幅4メートルの道路に

建築基準法では、建物を建てる場合には敷地が幅4m以上の道路に接していなければならないと定められています。

市が指定した4m未満の道路に接している敷地に建物や塀などを建てる場合は、道路の中心から2m後退する必要があります。

●後退用地の確保と減免

後退用地に塀や門、生け垣、植木などが設置してある場合は、除去・移設をお願いします。

また、後退用地の固定資産税や都市計画税は減免の対象になります。

※申請が必要です。

※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

**農地の転用は
許可が必要です**
農業委員会
☎202238



- ▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方
- ▽医師の診断により必要と認められた方
- ※福祉施設入所の方、入院中の方
- ▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)
- ▽身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能の肢体不自由)2級以上の交付を受けた方
- ▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)
- ▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方
- ▽医師の診断により必要と認められた方

**在宅重度心身障がい児者
紙おむつ券の交付**

障がい福祉課・☎202169

内容 在宅の重度心身障がい児者に対する紙おむつ券(1枚1千円分、月3枚で上限36枚)

対象 市内に住所があり、3歳以上65歳未満の在宅重度心身障がい児者で、紙おむつを使用している次の方

▽身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能の肢体不自由)2級以上の交付を受けた方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方

▽医師の診断により必要と認められた方

※福祉施設入所の方、入院中の方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能の肢体不自由)2級以上の交付を受けた方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方

▽医師の診断により必要と認められた方

※福祉施設入所の方、入院中の方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能の肢体不自由)2級以上の交付を受けた方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方

▽医師の診断により必要と認められた方

※福祉施設入所の方、入院中の方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能の肢体不自由)2級以上の交付を受けた方

▽療育手帳A1、A2の交付を受けた方(18歳未満の児童はB1、B2も対象)

▽介護保険法による要介護3以上の認定を受けた方

▽医師の診断により必要と認められた方

※福祉施設入所の方、入院中の方

方は対象となりません。
持ち物 該当する手帳または介護保険被保険者証

申込期間・場所

▽3月27日(月)～31日(金) 市役所市民ホール(本庁舎1階)

▽4月3日(月)～障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

※土・日曜日、祝日を除く。

※公民館では交付していません。

※1年分の交付を希望する方は4月28日(金)までに手続きをしてください。5月以降は3枚×残月数で交付します。

▽3月27日(月)～31日(金) 市役所市民ホール(本庁舎1階)

▽4月3日(月)～障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

※土・日曜日、祝日を除く。

※公民館では交付していません。

※1年分の交付を希望する方は4月28日(金)までに手続きをしてください。5月以降は3枚×残月数で交付します。

交通遺児奨学金

教育総務課・☎202216

市民の皆さんの善意の寄附により、交通遺児に返還不要の奨学金を支給しています。

支給資格

▽両親またはその一方が交通事故で死亡または障がいの状態(常時監視または介護を必要とする程度)になったとき

▽支給を希望する本人が市内に住み、小・中・高等学校、高等専門学校のうちいずれかに在学

申込 事前に電話で同課

▽両親またはその一方が交通事故で死亡または障がいの状態(常時監視または介護を必要とする程度)になったとき

▽支給を希望する本人が市内に住み、小・中・高等学校、高等専門学校のうちいずれかに在学

申込 事前に電話で同課

募集

募集 市民環境レポーター

環境政策課・☎202151

内容 市内の身近な生き物(鳥、植物、昆虫、水辺の生物)の調査

対象 市内に在住か通勤・通学している方

※団体や家族での申し込みも可。

申込 はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて〒326

8601足利市役所環境政策課あて郵送

※電話申し込みも可。随時受付。

※報告書提出者には特典があります。

●説明会 環境レポーターの事業内容や、調査のポイントを紹介いたします。

※事前申し込み不要。

日時 4月16日(日)午前10時～正午

場所 生涯学習センター101号室

対象 自然環境に興味のある方

環境レポーターに登録済みの方

持ち物 筆記用具

事例から学ぶ! 消費者トラブル



CASE 76 電話料金に未払いがある!

携帯電話に「料金のご確認したいことがあります」というショートメッセージ(SMS)が届いた。未払いはないと思うが、携帯電話会社名のSMSだったので、問い合わせたほうがよいか。



架空請求のSMSには連絡を取らないで!

大手企業をかたって携帯電話にSMSを送信し、電話をかけさせて多額の現金をだまし取る架空請求のトラブルが多発しています。SMSは本人認証や重要な通知にも使われるので、本物のSMSが見分けが難しい場合があります。身に覚えがなければ記載の問い合わせ先には連絡をせず、消費生活センターにご相談ください。



迷ったら、すぐ電話! 消費生活センター・☎1211 平日午前9時～午後4時

